整骨院・接骨院では 正しく健康保険を 使いましょう

健康保険で柔道整復師に かかれる範囲は限定されています。 疲れなどからくる肩こり、筋肉疲労などに対する マッサージなどには、健康保険は使えません。



超高齢社会の到来などにより、医療費は年々増えています。医療費は、皆さまが毎月 納めている健康保険料や自己負担などで賄われており、医療費の増加は、皆さまの家計 や健保財政に大きな影響を及ぼします。

皆さまが加入する医療保険者 (健保組合や協会けんぽなど) では、こうした状況を踏まえ、大切な保険料をむだにしないよう、医療養適正化に取り組んでいます。近年、整骨院や接骨院などのいわゆる「柔道整復師」による施術(診療) が増えており、柔道整復師の請求のなかには、健康保険の対象とならない不適切な請求が一部に見受けられます。

柔道整復師にかかる際には、健康保険の使える範囲を正しく理解し、適切に受診する ことが衝要となりますので、皆さまのご協力をお願いいたします。

整骨院・接骨院は

健康保険が使用できる場合と使用できない場合があります。

整骨院・接骨院は病院・診療所等とは別の性格をもつ施設です。

整骨院・接骨院で施術(診療)を行っているのは医師ではなく、柔道整復師と呼ばれる専門家です。 したがって、外科手術を行ったり、薬を投与したり、レントゲン検査をすることは認められていません。



<u>整骨院・接骨院で</u> 健康保険が使用できるのは

次の場合です

- ① 急性または亜急性の外傷性の打撲、ねんざ、挫傷など 階段で足を踏みはずしてねんざした、といった負傷の原因がはっきりしている場合です。
- ② 骨折、不全骨折、脱臼 必ず医師の診察を受けたうえで、同意が必要です。
- ❷ 骨折、不全骨折、脱臼の応急手当て 医師の同意は不要です。ただし、応急手当てから継続してかかる場合には 医師の診察を受け、同意が必要となります。

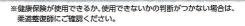




健康保険は使用できません

全額自己負担となります

- 日常生活の疲れや加齢による慢性的な「首筋や肩のこり」、 「腰痛」、「膝の痛み」など
- 運動後の単なる「筋肉疲労」
- ●「椎間板ヘルニア」など、本来医師が治療すべき疾病
- 病気 (神経痛・リウマチ・五十肩・関節炎・ヘルニアなど) からくる痛みやこり
- 特に症状の改善がみられない、長期にわたる 遷然とした施術
- 業務上や通勤途上の負傷 労災保険の適用となります。







柔道整復師にかかるときは、 ここに注意しましょう!



負傷原因を正確に伝える!

整骨院等を受ける際には、負傷原因をはっき りと伝えて、健康保険の対象になるかどうか(左 ページ参照)、相談しましょう。

なお、交通事故など第三者行為によるけがの場合は、速やかに医療保険者(健保組合や協会けんぽなど)に連絡することが必要です。





「療養費支給申請書」は確認してから署名!

療養費支給申請書は、受診者(患者)が柔道整復師に医療保険者(健保組合や協会けん ぼなど)への請求を委任するものです。

白紙の申請書にサインしたり、印鑑を渡してしまうのは間違いや不適切な請求につながるおそれがあります。申請書の署名にあたっては、しっかり内容を確認してから、署名してください。申請書確認のポイントは裏面を参照してください。



領収書と明細書^{*}をもらう!→医療費通知で確認!

整骨院等の窓口では領収書や明細書をもらい、後日、医療保険者(健保組合や協会けんぽなど)から送付される医療費通知と照合し、請求金額や内容等に間違いがないか確認をしましょう。

明細書は施術内容を確認するうえで便利ですので、できる限りもらうようにしましょう。 なお、領収書は、医療費控除を受ける際には必要となりますので、大切に保管してください。

* 整骨院・接骨院では、領収書は無料で発行することが義務づけられていますが、明細書は希望者のみに発行され、有料(実費)のところもあります。



病院等と同時に治療はできません!

同一の負傷について、病院・診療所等の治療と柔道整復師の施術を同時に受けること はできません。病院・診療所等の治療を受けているときには、原則として柔道整復師の施 術は全額自己負担になります。

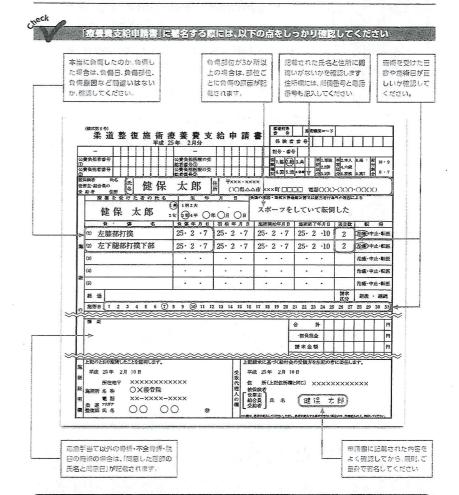


長期にわたる施術は病院を受診!

施術が長期にわたる場合は、内科的な原因も考えられるので、病院・診療所等で医師の 診察を必ず受けましょう。

医療費の適正化に

ご協力をお願いします



柔道整復師の施術にかかった皆さまに、医療保険者(健保組合や協会けんぽなど)より施術日や施術 内容などについて照会させていただくことがあります。施術記録、領収書や明細書などを保管いただ き、ご回答いただきますようご協力をお願いいたします。

制作/ (株)社会保険研究所(©